

サステナブル建築物等先導事業
(気候風土適応型)
募集要領

【平成28年度 第3回受付】

平成28年12月

目 次

1. 事業の趣旨	1
2. 事業の内容	1
2. 1 補助対象住宅	
2. 2 補助対象者	
2. 3 補助金の額	
3. 事業の実施方法	2
3. 1 事業提案申請から採択	
3.1.1 事業提案申請	
3.1.2 提案申請の審査	
3.1.3 審査結果の通知	
3. 2 補助金交付申請から補助金交付	
3.2.1 補助金交付申請	
3.2.2 補助金交付決定	
3.2.3 補助事業の計画変更	
3.2.4 実績報告	
3.2.5 補助金額の確定・支払い	
3.2.6 交付決定の取消、補助金の返還、罰則等	
4. 情報の取り扱い等	4
4. 1 情報の公開・活用	
4. 2 個人情報の利用目的	
4. 3 アンケート・ヒアリング等への協力	
5. 応募方法等	4
5. 1 募集期間	
5. 2 提出書類	
5. 3 提出方法	
5. 4 その他	
5. 5 提出先・問い合わせ先	

1. 事業の趣旨

サステナブル建築物等先導事業（気候風土適応型）（以下、「本事業」という。）は、地域の気候風土に応じた木造住宅の建築技術・工夫による低炭素化に係る先導的な技術の普及啓発に寄与するリーディングプロジェクトを広く民間等から提案を募り、支援を行う事により総合的な観点からサステナブルな社会の形成を図ることを目的にしております。

この観点から、本事業では、地域の気候風土に応じた木造住宅の建築技術を応用しつつも、省エネルギー化の工夫や現行基準での評価が難しい環境負荷低減対策等を図ることにより、長期優良住宅又は認定低炭素住宅と同程度に良質なモデル的木造住宅を実現する事業計画（プロジェクト）の提案を公募し、そのうち上記の目的に適う優れた事業提案に対し、予算の範囲内において、国が当該事業の実施に要する費用の一部を補助します。

2. 事業の内容

2. 1 補助対象住宅

本事業の補助の対象となる住宅は、（１）～（４）の全ての要件に該当する新築の木造住宅であることが必要です。

- （１）地域の気候風土に応じた木造建築技術を活用していること。※１
- （２）現行の省エネルギー基準では評価が難しい環境負荷低減に寄与する複数の対策を行うこと。
※２
- （３）有識者による評価委員会により、長期優良住宅又は認定低炭素住宅と同程度に良質であると評価を受けること。※３
- （４）平成２８年度内に事業に着手するものであること。

※１ 気候風土に応じた木造建築技術については、「気候風土適応住宅の認定のガイドライン（平成28年3月31日国土交通省住宅局住宅生産課長通知）」をもとにした「気候風土への適応の要素リスト（様式3）」に基づいて、有識者による評価委員会により評価を行う。

※２ 現行の省エネルギー基準では評価が難しい環境負荷低減対策については、「環境負荷に資する対策リスト（様式4）」及び（様式5）に記載の内容に基づいて、有識者による評価委員会により評価を行う。

※３ 評価にあたっては、（２）現行の省エネルギー基準では評価が難しい環境負荷低減対策に加え、住宅性能表示制度における耐震性能、劣化対策、維持管理対策について長期優良住宅の性能を有するものについて加点し評価する。

なお、加点評価を希望する場合は、（様式2）の「13. 住宅性能表示自己評価結果」欄に自己評価結果を記載してください。また、採択された場合は、補助金交付申請までに設計住宅性能評価書を提出して頂きます。

- （注1）本提案が採択された場合は、補助金交付申請の際に、建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）等の評価書とその評価を受けるに当たって提出した書類の写しを提出して頂きます。提案申請に当たっては、省エネルギー性能自己評価を国立研究開発法人建築研究所の「平成28年省エネルギー基準に準拠したプログラム」により行い、その結果を様式2に記載して下さい。
- （注2）本事業の補助対象となる木造住宅は、主要構造部（建築基準法第2条第5号の定義による）が木造のものとします（いわゆる在来工法、枠組壁工法、丸太組構法等）。本事業の主旨に鑑み、建築基準法に規定する型式部材等の製造者としての認証を受けた者により製造されたもの（いわゆるプレハブ住宅等）は本事業の補助対象とはなりません。
- （注3）住宅の建設工事については、採択通知日以降に着工して下さい。（採択通知日前に着工している物は補助の対象となりませんのでご注意下さい。）
平成29年3月末までに請負契約を締結のうえ、補助金交付申請を行う必要があります。

2. 2 補助対象者

本事業の補助を受けることができる者（以下、「補助事業者」という。）は、上記「2.1 補助対象住宅」の建築主となります。

2. 3 補助金の額

補助金の額は、以下のとおりです。

採択住宅の建設工事費のうち、地域の気候風土に応じた木造住宅の建築技術・工夫等を導入した場合の工事費と、当該建築技術・工夫等を導入しない場合の工事費の差額（以下、「掛かり増し費用相当額」という。）の1/2以内の額のうち、国土交通省が認める費用を対象とします。ただし、掛かり増し費用相当額の1/2以内の額の算定に当たっては、建設工事費全体の10%以内又は戸あたり100万円のうち少ない金額を上限額とします。

（注1）対象外費用について

設計費、建築確認申請費、既存建築物の解体費、外構工事費、家具調度品費、各負担金等は補助金交付の対象となりません。

（注2）消費税について

消費税及び地方消費税は、補助金の交付対象外となります。補助対象費用は、消費税等を除いた額としてください。

（注3）他の補助金等との併用について

本事業とは別に他の国の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）等を受けている場合又は受ける見込みの場合、本事業の補助対象と他の補助事業が重複するなど、内容によっては本事業の補助の対象とならないことがあります。

3. 事業の実施方法

本事業は、事業提案申請から採択、補助金交付申請から補助金交付の二段階の手続きを経て行われます。事業提案申請や諸手続については、補助事業者から委託を受けた者が実務を行っても構いません。

3. 1 事業提案申請から採択

3.1.1 事業提案申請（補助事業者）

国土交通省が「サステナブル建築物等先導事業（気候風土適応型）」の提案募集を行います。補助を受けようとする補助事業者は、下記「5. 応募方法等」に基づき、提出書類を募集期間内に指定の提出先に提出して下さい。

3.1.2 提案申請の審査

提案申請頂いた住宅は、学識経験者からなる「サステナブル建築物等先導事業（気候風土適応型）評価委員会」（以下、「評価委員会」という。）にて評価を行います。

- ・審査にあたっては、提案申請の住宅が上記「2. 1 補助対象住宅」の要件を満たしているかについて提案申請書等を基に審査するとともに、提案内容の評価を行います。なお、必要に応じて追加資料を提出して頂きます。
- ・評価委員会の議事内容は非公開とし、審査に関する問合せには応じることができませんので、ご了承ください。

3.1.3 審査結果の通知

評価委員会の評価を受けて、国土交通省が採択住宅を決定し補助事業者に通知します。

- ・補助対象となる住宅は、採択通知日以降に着工することとなっています。採択後にこれに違反していることが判明した場合は、採択が取り消されます。

3. 2 補助金交付申請から補助金交付

採択された補助事業者は、以下の申請手続き等を行って頂きます。これに伴って補助金が交付されます。

3. 2. 1 補助金交付申請（補助事業者）

審査結果の通知時に補助金交付申請の手続き等についてお知らせします。

補助事業者は、この内容に従い「サステナブル建築物等先導事業（気候風土適応型）評価・実施支援室」（以下、「支援室」という。）の交補助金付申請を行って頂きます。

3. 2. 2 補助金交付決定（支援室）

支援室は、補助金交付申請を受けた後、以下の事項などについて審査し補助金交付決定を行います。補助金交付決定の結果については、支援室より補助事業者に通知します。

- ・補助金交付申請の内容が採択された内容に適合していること。
- ・事業の内容が、募集要領の要件を満たしていること。
- ・国からの他の補助金等を受けている事業又は受ける見込みの事業でないこと。

3. 2. 3 補助事業の計画変更（補助事業者）

補助事業者は、やむを得ない事情により、次の①又は②を行おうとする場合には、あらかじめ、支援室の承認を得る必要があります。

- ① 補助事業の内容又は補助事業に要する経費を変更しようとする場合
- ② 補助事業を中止し、又は廃止する場合

また、やむを得ない事情により、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、支援室に速やかに報告し、その指示に従っていただきます。

このような手続きを行わず、計画内容に変更が生じたことにより、採択された住宅と異なると判断されたものについては、補助の対象となりませんのでご注意ください。

また、計画変更により、「2. 1 補助対象住宅」や採択時に評価された内容に本事業の要件を満たさなくなる住宅については、交付決定を取り消すこととなりますので、ご注意ください。

なお、すでに補助金が交付されている場合には、補助金返還を求めることがありますので併せてご注意ください。

3. 2. 4 実績報告（補助事業者）

補助事業者は、補助事業が完了したときは、採択時に別に指定する手続きに従い「実績報告書」を提出して頂きます。また、補助を受けた者は、補助対象住宅の完成後、原則居住下における1年間のエネルギー消費に関する報告とその効果がわかるものを提出してください。報告書様式はサステナブル建築物等先導事業（気候風土適応型）評価・実施支援室のホームページに後日公開しますので、ダウンロードしてください。実績報告の提出期限は、未定のため別途お知らせします（遅くとも平成30年2月までに提出いただく必要があります）。

3. 2. 5 補助金額の確定・支払い（支援室）

支援室は、「実績報告書」を受理した後、補助金交付申請の内容に沿って住宅が実施されたか書類の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金額を確定し、支払いの手続きを行います。

支払いは、補助事業者より指定された銀行口座等に振り込むことにより行います。

3. 2. 6 交付決定の取消、補助金の返還、罰則等

万一、補助金交付規程に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

①適正化法（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律）第17条の規定による交付決定の取消、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付。

- ②適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- ③相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。

4. 情報の取り扱い等

4.1 情報の公開・活用

採択された住宅については、地域の気候風土に応じた木造住宅の普及促進等のために、パンフレット、ホームページ等で情報を公開また活用することがあります。

4.2 個人情報の利用目的

取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、セミナー、シンポジウム、アンケート等の案内や調査について利用することがあります。また、同一の提案に対し国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。

なお、本事業において、交付決定の取り消しに相当する理由で補助金の返還が生じた場合には、本申請にかかる個人情報について他省庁・独立行政法人を含む他の補助金担当課に当該返還事案の概要（法人又は申請者名、補助金名、交付決定額・補助事業の実施期間・返還を生じた理由・講じられた措置の内容等）を提供することがあります。

4.3 アンケート・ヒアリング等への協力

補助事業者は、補助期間終了後、地域の気候風土に応じた環境負荷低減化に関する調査・評価のために、事後のアンケートやヒアリングに協力していただくことがあります。

5. 応募方法等

事業提案をしようとする者は、下記の募集期間中に提出書類一覧表に従い、必要部数を揃えて提出してください。

5.1 募集期間

- 第1回受付：平成28年 8月 2日（火）～平成28年 9月15日（木）必着
- 第2回受付：平成28年10月14日（金）～平成28年11月15日（火）必着
- 第3回受付：平成28年12月15日（木）～平成29年 1月31日（火）必着

5.2 提出書類

募集要領、応募様式は下記のホームページからダウンロードして下さい。

【ホームページ：http://www.sendo-shien.jp/kikou_28/】

提出書類一覧表

区分	書類名	必要部数
1) 提案申請書等	① 提案申請書【様式1】 ② 住宅概要【様式2】 ③ 地域の気候風土への適応の申告書【様式3】 ④ 環境負荷低減対策の申告書【様式4】 ⑤ 地域の気候風土に応じた環境負荷低減化の取り組み内容【様式5】	4部 (正1部、正のコピー3部)
2) 設計図書等	配置図、各階平面図、立面図(4面)、断面図、矩計図、仕上げ表、省エネルギー計算書(外皮計算、一次エ	

	エネルギー計算)、気候風土適応関係図書(【様式5】を補足するような資料があれば提出して下さい。)	
3) CD-R	上記の書類の電子ファイルを格納したもの	1部

※ 注意事項

- 1) 応募書類に不備や記述内容に虚偽があった場合は、当該応募を原則無効とします。
- 2) 応募書類(CD-Rを含む)はお返ししませんので、その旨予めご了承ください。

5.3 提出方法

- ・ 応募書類は、郵送または宅配便で提出して下さい。
- ・ 応募者に対して受け取った旨の連絡はしませんので、申込者自身で受け取りを確認できる方法で提出してください。
- ・ 送付時は、必ず宛先に「サステナブル(気候風土適応型)応募書類」と記載してください。(応募書類の差し替えは、原則としてできませんので、ご注意下さい。)

5.4 その他

この募集要領よるほか、補助金の交付等に関しては、次の各号に定めるところにより行う必要があります。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)
- (2) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)
- (3) 国土交通省所管補助金等交付規則(平成12年内閣府・建設省令第9号)
- (4) その他関連法令等に定めるもの

5.5 提出先・問い合わせ先

〒107-0052 東京都港区赤坂2-2-19 アドレスビル5階 一般社団法人木を活かす建築推進協議会 内 サステナブル建築物等先導事業(気候風土適応型)評価・実施支援室 <u>TEL: 03-3588-1808</u> 受付: 月~金曜日(祝日を除く) 9:30~12:00、13:00~17:00 ホームページ: http://www.sendo-shien.jp/kikou_28/
